

平成19年5月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(行ウ)第4号固定資産税等減免不許可処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成19年2月1日

判 決

新潟市中央区竜が島1丁目4番2号

原 告

同 代 表 者 代 表 取 締 役

新潟市中央区竜が島1丁目4番2号

原 告

同 代 表 者 委 員 長

原告兩名訴訟代理人弁護士

同

同

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

被 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同 指 定 代 理 人

同

有限会社祖国往来記念館管理会

李 主 炫

在 日 本 朝 鮮 人 総 聯 合 会

新 潟 県 本 部

李 主 炫

床 井 茂

稲 葉 不 二 男

古 川 健 三

新 潟 市 長

篠 田 昭

坂 井 熙 一

斉 木 悦 男

丸 山 賢 一

永 井 賢 一

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の申立て

## 1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告在日本朝鮮人総联合会新潟県本部（以下「原告新潟県本部」という。）に対し、被告が平成16年4月28日付けで同原告に対して行った、別紙物件目録(1)記載の各不動産に係る平成16年度分固定資産税及び都市計画税減免決定（ただし、同決定をもって減免を承認した部分を除く。）を取り消す。
- (2) 被告は、原告有限会社祖国往来記念館管理会（以下「原告記念館管理会」という。）に対し、被告が平成16年4月28日付けで同原告に対して行った、別紙物件目録(2)記載の各不動産に係る平成16年度分固定資産税及び都市計画税減免決定（ただし、同決定をもって減免を承認した部分を除く。）を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

## 2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、原告らが、被告に対し、それぞれ登記簿上の所有名義を有する不動産について、平成16年度の固定資産税及び都市計画税を全部減免することを求める申請を行ったところ、被告から一部のみ減免を承認し残部の減免を認めない旨の処分をそれぞれ受けたため、被告に対し、上記処分（減免を承認された部分を除く。）が違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

### 2 争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実（証拠により認定した事実については、その末尾の括弧内に証拠を掲げる。）

#### (1) 関係法令等の定め

ア 地方税法367条（固定資産税の減免）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

イ 地方税法702条の8（都市計画税の賦課徴収等）

ア 1項

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

イ 7項

第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によつて固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

ウ 新潟市市税条例67条（固定資産税の減免）（平成16年当時から本件口頭弁論終結時まで改正なし。以下、新潟市市税条例を「条例」という。乙1の1，弁論の全趣旨）

ア 1項

市長は、次の各号に該当する固定資産のうち、必要があると認めるも

のについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) (略)

(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

(3)(4) (略)

(イ) 2項

前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該固定資産税の年度、税目、納期の別、各納期の納付額及びその納期限並びに減免を必要とする理由その他必要な事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(ウ) 3項

第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

エ 新潟市固定資産税減免取扱要領（平成16年当時から本件口頭弁論終結時まで改正なし。乙1の2，弁論の全趣旨）

(ア) 1条（趣旨）

この要領は、新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号。以下「条例」という。）第67条の規定に基づき、固定資産税を減免する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(イ) 2条（減免の対象と割合）

条例第67条第2項の規定による減免申請書の提出があった場合、同条第1項各号の規定により減免を必要と認める者に対し、別表第1の区分に従い、減免事由発生の日以後に納期の末日が到来する当該年度分の固定資産税を減免する。

なお、当該年度分の固定資産税には、随時及び過年度課税固定資産税

を含むものとする。

(ウ) 3条（減免の税額の算出方法）

減免の税額の算出は、前条に規定するほか、次に掲げるところによる。

- (1) 期別税額の一部を減免する場合は、減免の対象となる固定資産の課税標準額に別表第1の区分による軽減又は免除割合を乗じて得た額の合計額に、別表第2の区分による期別割合及び税率を乗じて算出する。
- (2) 共有物件において、一部の共有者にのみ減免事由が生じた場合は、その者の持分により算出する。

(エ) 別表第1のうち、条例67条1項2号を適用する場合

減免の対象	軽減又は免除割合
もっぱら自治会等地域団体の活動の用に供する固定資産（有料のものを除く）	税額の100%
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
前各号のほか、特に必要があると認めた公益のために直接専用する固定資産	その都度別途決裁のうえ決定する

(オ) 別表第2

減免事由発生日	期別割合
第1期の納期の末日以前	4 / 4
第1期の納期の末日後、第2期の納期の末日以前	3 / 4
第2期の納期の末日後、第3期の納期の末日以前	2 / 4
第3期の納期の末日後、第4期の納期の末日以前	1 / 4

(2) 当事者、固定資産の所有（甲1ないし10, 12, 13, 32, 弁論の全趣旨）

ア 原告新潟県本部は、在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総聯」という。）の新潟県における地方組織であり、権利能力なき社団である。

原告新潟県本部は、別紙物件目録(1)番号1の建物（未登記。以下「朝鮮会館」という。）及び同2の建物（未登記。以下「朝鮮会館付属倉庫」という。）をいずれも所有し、その固定資産税及び都市計画税の納税義務を負う者である。

イ 原告記念館管理会は、別紙物件目録(2)番号4の土地（朝鮮会館及びその付属倉庫の敷地）、同7の建物（以下「祖国往来記念館」という。）、同2の土地（祖国往来記念館の敷地）、同5の建物（以下「事務所棟」という。）、同6の倉庫（事務所棟に隣接）、同1の土地（事務所棟及びこれに隣接する倉庫の敷地）、同8の倉庫（朝鮮会館の裏側に隣接）、同3の土地（同倉庫の敷地）の各登記簿上の所有名義人であり、その固定資産税及び都市計画税の納税義務を負う者である。

なお、原告記念館管理会は、別紙物件目録(2)の不動産について朝鮮総聯及び原告新潟県本部がいずれも権利能力なき社団で登記名義人になれないことから設立されたものであり、同不動産の登記簿上の所有名義人であるほか、特段の活動は行っていない。

(3) 平成15年度の固定資産税等減免（甲16の1・2）

ア 被告は、原告新潟県本部に対し、平成15年5月27日、固定資産税・都市計画税減免承認決定をもって、以下のとおり固定資産税等を一部のみ減免とした（条例67条1項2号を理由）。

納 期	第 1 期	第 2 期ないし第 4 期	通 算
課 税 額	5万6100円	各5万3000円	21万5100円
減免税額	1万4700円	各1万3000円	5万3700円
納付税額	4万1400円	各4万0000円	16万1400円

イ 被告は、原告記念館管理会に対し、平成15年5月27日、固定資産税・都市計画税減免承認決定をもって、以下のとおり固定資産税等を一部のみ減免とした（条例67条1項2号を理由）。

納 期	第 1 期	第 2 期ないし第 4 期	通 算
課 税 額	62万9000円	各62万6000円	250万7000円
減免税額	59万5400円	各59万4000円	237万7400円
納付税額	3万3600円	各 3万2000円	12万9600円

(4) 平成16年度の固定資産税等減免（甲20の1・2）

ア 被告は、原告新潟県本部に対し、平成16年4月28日、固定資産税・都市計画税減免承認決定（以下「本件処分1」という。）をもって、以下のとおり固定資産税等を一部のみ減免とした。

なお、本件処分1に係る通知書には、減免の理由として、「新潟朝鮮会館における旅券及び査証発給業務など在外公館に準じた機能を有している部分について、新潟市市税条例第67条第1項第2号（公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。））に該当することから、固定資産税及び都市計画税を減免します。」との記載が、減免対象物件として、別紙物件目録(1)番号1の建物（朝鮮会館）及び同2記載の建物（朝鮮会館付属倉庫）の記載が、減免の割合として、「新潟朝鮮会館及び同会

館付属倉庫の税額の25%とします。」との記載がそれぞれある。

納期	第1期	第2期ないし第4期	通算
課税額	5万6100円	各5万3000円	21万5100円
減免税額	1万4700円	各1万3000円	5万3700円
納付税額	4万1400円	各4万0000円	16万1400円

イ 被告は、原告記念館管理会に対し、平成16年4月28日、固定資産税・都市計画税減免承認決定（以下「本件処分2」という。本件処分1と本件処分2を併せて以下「本件処分」という。）をもって、以下のとおり固定資産税等の一部のみ減免とした。

なお、本件処分2に係る通知書には、減免の理由として、「(有) 祖国往来記念館管理会所有として課税されている家屋4棟（祖国往来記念館など合計課税床面積1730.35㎡）及び土地4筆（合計課税地積1900.62㎡）のうち下記対象土地については、新潟朝鮮会館における旅券及び査証発給業務など在外公館に準じた機能を有している部分の敷地であるため、新潟市市税条例第67条第1項第2号（公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。））に該当することから、固定資産税及び都市計画税を減免します。」との記載が、減免対象物件として、別紙物件目録(2)番号4の土地（朝鮮会館及びその付属倉庫の敷地）の記載が、減免の割合として、「新潟朝鮮会館の減免割合と同様、上記土地の税額の25%とします。」との記載がそれぞれある。



納 期	第 1 期	第 2 期ないし第 4 期	通 算
課 税 額	59万1900円	各59万1000円	236万4900円
減免税額	8900円	各 1万0000円	3万8900円
納付税額	58万3000円	各58万1000円	232万6000円

(5) 原告らの不服申立て（甲 2 1 の 1 ・ 2 ， 2 3 の 1 ・ 2 ）

ア 原告新潟県本部は，被告に対し，平成 1 6 年 6 月 2 8 日，本件処分 1 を不服として行政不服審査法に基づく異議を申し立てたが，被告は，同年 1 2 月 2 8 日，これを棄却（減免された部分については却下）する決定をし，そのころ，原告新潟県本部は同決定書を受け取った。

イ 原告記念館管理会は，被告に対し，平成 1 6 年 6 月 2 8 日，本件処分 2 を不服として行政不服審査法に基づく異議を申し立てたが，被告は，同年 1 2 月 2 8 日，これを棄却（減免された部分については却下）する決定をし，そのころ，原告記念館管理会は同決定書を受け取った。

(6) 本訴提起

原告らは，平成 1 7 年 3 月 2 5 日，本訴を提起した。

3. 争点

(1) 別紙物件目録記載の各不動産（以下「本件不動産」という。）の使用状況等（争点 1）

(2) 本件処分の違法性等（争点 2）

4. 争点に関する当事者の主張

(1) 争点 1（本件不動産の使用状況等）について

（原告らの主張）

平成 1 6 年当時の使用状況は以下のとおりである（現在形で摘示する。）。

ア 朝鮮会館の使用状況について

(ア) 1階部分 (175.59㎡) (甲10, 33ないし35, 42, 53, 55)

利用受付等を行う事務室, ホール, 朝鮮総聯新潟下越支部事務室, 朝鮮青年同盟新潟県本部事務室がある。

支部事務室は, 新潟県内の朝鮮人及び日本人の朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)への訪問手続の窓口, 相続等在日朝鮮人諸般の法実務, 相続証明書, 海外渡航申請書, 奨学金申請書等の発給, 「同胞生活総合センター」等生活相談, 福祉, 人権擁護の事務室として利用されている。

ホールは, 応接室, 会館への来客を応接する場所として利用されているほか, 多数の書籍とビデオソフト, 視聴用機器, パソコンなどが備え付けられ, 地域に住む朝鮮人の学習, 会議等に利用されている。また, ホールは, 日本人のために定期的(毎週火曜・木曜の午後と金曜の夜)に「ハングル講座」教室として利用され, 毎回約15名の日本人参加者がある。

青年同盟事務室は, 朝鮮人強制連行調査推進, 文化, スポーツ, 情報誌の発行等の幅広い青年活動の場として利用されている。

(イ) 2階部分 (172.89㎡) (甲53ないし55, 証人金)

朝鮮総聯中央本部新潟出張所(祖国訪問新潟出張所)が事務所として使用しており, 北朝鮮を訪問する朝鮮人, 日本人の出入国に関わる膨大な事務処理を行っている。

すなわち, ①北朝鮮を訪問する朝鮮人らの再入国許可書, 外国人登録証明書, 出入国カードの記入の有無等の確認を行い, 官庁(入国管理局, 税関)に提出する旅客者名簿(パッセンジャーリスト)の作成を行い, また, 訪朝する日本人のパスポートを確認し, それをもとに旅客者名簿の作成業務を行っている。さらに, ②朝鮮総聯中央本部が北朝鮮より委

任を受けて発行する北朝鮮旅券を手渡している。

その他、祖国訪問新潟出張所では、③後記倉庫に集まり保管された朝鮮人らの荷物の確認作業を行い、乗船者別に選別して税関が指定した倉庫の代理店を通じて荷物を搬入し、検査を受ける準備作業を行っている。同時に、訪問者が作成した輸出携帯品申告書を整理し、これを税関に提出して税関検査が迅速に進むようにするなどし、船への積み込みまでの全ての作業を代理店と連携しながら行っている。

また、④日本人や在日朝鮮人から送られてくる北朝鮮への支援物資、災害支援物資等を受け付け、税関手続を経て当該被災地に送る業務を行っている。

さらに、⑤北朝鮮と新潟市との友好親善を促すために行われる船長招待宴をはじめとした記念行事参加のために乗船する者らの乗下船手続も行っているほか、国際旅客ターミナルに行く者について港湾事務所の委託により本人確認をした上で港湾事務所発行の通行許可書を手渡している。

また、⑥日本の報道機関からの取材の要請等にも応対している。

このように、祖国訪問新潟出張所は、船の安全な入出港と北朝鮮訪問事業を円滑にするために、新潟県港湾空港局、港湾事務所、新潟海上保安部、新潟入国管理局、新潟税関支署、新潟県警察本部、新潟東警察署等との連携を図っており、特に新潟県港湾事務所との連絡を密にし、船の入出港と共和国訪問事業が円滑に進むように業務を行っている。

(ウ) 3階部分 (128.27㎡) (甲10, 42, 53, 55)

原告新潟県本部事務室、女性同盟、結婚相談所事務室として利用されている。

原告新潟県本部事務室においては、全館の管理事務を行い、事務室には事務機器、机等を配置しているほか、多数の図書とその閲覧用スパー

スがある。朝鮮人一般に広く開放され、女性同盟、結婚相談所等の朝鮮人団体が、女性のための教育、結婚、子育て、老人福祉、情報誌、文化サークル（民族楽器サークル、合唱サークルなど）の場として利用している。

(エ) 4階部分（128.27㎡）（甲53, 55）

大人数での集会催し、図書観覧、会議室として多目的に利用されている。具体的には、①朝鮮の言葉、民族習慣、歴史、伝統等の学習会、講演会、青少年と女性を対象とした民族楽器や朝鮮の歌、踊りのサークル活動、高齢者の憩いの場所、顧問達による学習会、毎月1回の高齢者問題会議等、②友好団体をはじめ市民団体との交流会、ハンゲル講座の開催、③生活相談（随時。平成16年には100件余を取扱い）、④各図書の観覧（随時）等に利用されている（朝鮮人による利用は無料。随時利用申込みを受付）。

4階部分のうち事務室部分は、朝鮮人団体である金剛保険株式会社が事務室として利用している。

イ 祖国往来記念館の使用状況について

(ア) 前提（祖国往来記念館建設の経緯等）（甲14, 54の1, 証人金）

祖国往来記念館は、昭和55年に建設された。その経緯は、船を利用して北朝鮮を訪問する在日朝鮮人が増加し、サンジョン号（三池淵号）が就航するのに伴い、朝鮮会館2階で行っていた祖国訪問新潟出張所の業務（前記）も膨大な量となったことから、同事務を処理する場所として、また、北朝鮮訪問者の休憩場所、食堂として使用するために建設された。

(イ) 1階部分（218.16㎡）（甲53ないし55, 証人金）

祖国訪問新潟出張所や原告新潟県本部職員らにより、北朝鮮を訪問する朝鮮人の再入国許可書、外国人登録証明書の確認、官庁（入国管理局、

税関)に提出する旅客者名簿(パッセンジャーリスト)の作成に必要な氏名、生年月日、性別、国籍、旅券番号、住所等の記載事項や、出入国カードの記入を確認し、記入に不備がある場合の記入指導が行われている。

また、訪朝する日本人のパスポートを確認する作業や、旅客者名簿の作成準備が行われている。

その他、北朝鮮を訪問する朝鮮人の荷物の個数の確認及び税関手続のための受付事務等も行われている。

(ウ) 2階部分(224.82㎡)(甲53ないし55,証人金)

添乗員の紹介等が行われる。

また、訪朝の際の注意事項や、出国する際の手続について事前に説明する場所としても利用されている。特に、祖国訪問新潟出張所と新潟県港湾空港局、港湾事務所、警察警備課との合同打合せでの協議を踏まえて、訪朝者が新潟港湾内で守るべき事項の説明が行われている。

さらに、訪朝する際、往路に船を利用し復路に飛行機を利用する朝鮮人に、朝鮮総聯中央本部が北朝鮮より委任を受けて発行する北朝鮮旅券の交付が行われている。

また、船の部屋割りや、乗船券の発行も行われている。

さらに、訪問者や見送る人の待機場所としても利用されている。

(エ) 3階部分(224.82㎡)(甲53ないし55,証人金)

訪朝者の出港前の待機場所として使用しているほか、北朝鮮訪問団の構成が多数の場合、説明会を訪問団毎に行うことから、注意事項の伝達や説明会場として使用している。

なお、過去には訪朝者のための食堂として利用されていたが、万景峰92号が就航し、午前10時に新潟港を出港することになったことから食堂設備が不要となり、撤去された。

(オ) 4階部分 (62.04㎡)

和室が2部屋あり、北朝鮮との間を往来する船の入出港の際に、訪朝者の荷物運びや乗船時の手伝いを行うボランティアスタッフの一時宿泊場所として無償で提供され、使用されている。

ウ 倉庫等の使用状況について (甲53ないし55, 証人金)

各倉庫は、北朝鮮を訪問する朝鮮人の手荷物や、北朝鮮在住の親族に送るために全国各地より送られてくる荷物の集結・保管場所として利用されている。一航海当たり、概ね1000ないし1500箱の荷物を取り扱うので、荷物の受入れ、保管、確認作業に倉庫部分は不可欠である。その他、北朝鮮在住者に対する支援物資の集結、保管場所として利用されており、また、中越地震の際には日本全国からの支援物資の集結場所としても利用された。

駐車場 (空地) は、訪朝する朝鮮人に無償で提供されているほか、倉庫の荷物を運搬する際の通路としても使用されている。

(被告の主張)

被告は、平成16年3月17日及び同年4月19日、朝鮮会館及び祖国往来記念館等の実地見分を行うとともに、原告新潟県本部代表者やその職員らから事実関係を聴取し、その使用状況を調査した。その調査結果によれば、平成16年当時の使用状況は以下のとおりであった (過去形で摘示する。)

ア 朝鮮会館等の使用状況について

朝鮮会館は、原告新潟県本部が本部事務所としてこれを所有し、同事務所及びその傘下の支部その他の団体の事務所及び会議室等として使用されていた。

朝鮮会館正面のガラス戸には、「関係者以外の立入はご遠慮願います！」と記載された紙が貼付されており (乙14ないし18)、朝鮮会館は、原告新潟県本部及びその傘下の支部その他の団体並びに原告新潟県本

